

9章 屋根及びとい工事

1節 一般事項

9.1.1 適用範囲

- (a) この章は、金属板、粘土瓦、住宅用屋根スレート及びアスファルトシングルを使用した屋根並びにとい工事を対象とし、2節以降の適用は特記による。
- (b) 階数が3以上の建築物、延床面積が500㎡を超える建築物、高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物及び強風区域内における建築物については、建築基準法に定められた構造計算規定に基づき安全性が確認された工法とし、特記による。

9.1.2 基本要品質

- (a) 屋根及びとい工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (b) 屋根及びといは、所定の形状及び寸法を有し、所定の位置にあること。また、仕上り面は、所要の状態であること。
- (c) 屋根及びといは、取合い部を含め、漏水がないこと。また、屋根材は、所定の耐風圧性を有し、有害な振動等がないこと。

2節 下地及び下葺

9.2.1 材料

- (a) 野地板の種類、材質、厚さ等は、5章7節〔屋根野地、軒回り等〕による。
- (b) 下葺材料
下葺材料は、特記による。特記がなければ、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）によるアスファルトルーフィング940とする。
- (c) その他
指定のない付属材料は、屋根葺工法に応じた専門工事業者の仕様による。

9.2.2 工法

- (a) 野地板の取付けは、5章7節による。
- (b) 下葺の工法は、次による。
 - (1) 野地面上に敷き込むものとし、上下（流れ方向）は100mm以上、左右は200mm以上重ね合わせる。
 - (2) 留付けは、留付け用釘により重ね合せ部は300mm程度、その他は要所を留め付ける。
なお、監督職員の承諾により、タッカーによるステープル（足長16mm以上）を使用することができる。
 - (3) 棟及び谷部は、下葺材を左右折掛けとする。
 - (4) 壁面との取合い部は、壁面に沿って瓦葺の場合は250mm以上、その他の場合は120mm以上立ち上げる。
 - (5) 棟板（あおり板）、瓦棒、栈木等は、張り包まない。
 - (6) しわ又はたるみが生じないように十分に注意して張り上げる。

3節 金属板葺

9.3.1 適用範囲

この節は、金属板による平葺（一文字葺）、心木あり瓦棒葺、心木なし瓦棒葺に適用する。

9.3.2 材料

- (a) 金属板の種類は表9.3.1により、金属板の種類に応じた板及びコイルの種類、塗膜の耐久性の種類、めっき付着量、厚さ等は、特記による。特記がなければ、塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼

帯の屋根用コイルとし、記号による表示はCGCCR-20-Z25、厚さ0.4mmとする。

表9.3.1 屋根に用いる金属板の種類

規格番号	規格名称	使用部位による別等
JIS G 3312	塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯	屋根用
JIS G 3314	溶融アルミニウムめっき鋼板及び鋼帯	—
JIS G 3318	塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯	屋根用
JIS G 3321	溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯	屋根用
JIS G 3322	塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯	屋根用
JIS K 6744	ポリ塩化ビニル被覆金属板	A種, SG
JIS G 3320	塗装ステンレス鋼板	—
JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	—
JIS H 3100	銅及び銅合金の板及び条	C1201-1/4H又はC1201-1/2H

(b) 留付け金物その他

(1) 固定釘は、屋根板の種類により、材質は表9.3.2による。

表9.3.2 固定釘の材質

屋根材の種類	釘の材質
塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 溶融アルミニウムめっき鋼板及び鋼帯 塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯 溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯	亜鉛めっき釘
ポリ塩化ビニル被覆金属板 塗装ステンレス鋼板 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	ステンレス釘 (SUS304)
銅及び銅合金の板及び条	銅釘

(2) 固定釘の形状及び寸法は、表9.3.3を標準とする。

なお、特殊釘を用いる場合は、特記による。ただし、鉄釘はすべて亜鉛めっきとする。

表9.3.3 固定釘の形状及び寸法

屋根工法の種類	釘の形状 による種類	釘の寸法 径×長さ (mm)
平葺 (一文字葺)		2.15×38
心木あり瓦棒葺	鉄丸釘タイプ 又は ステンレス釘 ^(注1) 及び銅釘 ^(注2)	葺板固定釘は2.15×38とする。心木の固定は、垂木に40mm以上打ち込める長さのもの。
心木なし瓦棒葺		垂木に40mm以上打ち込める長さの釘。母屋に固定の場合は、特記による。

(注) 1. ステンレス釘の場合は逆目釘、リング釘等とする。
2. 銅釘の場合はリング釘等とする。

(3) その他の材料は、表9.3.4とする。

表9.3.4 その他の材料

材料名	適応工法	材 質	寸 法 (mm)
心 木	心木あり瓦棒葺	特記による。特記がなければ、杉又は松とする。	高さ40, 幅45以上
ジョイナー	心木なし瓦棒葺	溶融亜鉛めっき鋼板 塗装溶融亜鉛めっき鋼板	下地材の敷込みに適した形状寸法のもの。

9.3.3 平葺（一文字葺）

(a) 平葺の工法は、1節及び本節の規定を満たしたものとし、1.2.2【施工計画書】による品質計画で定める。

(b) 板裁ち

(1) 葺板の裁ち寸法は、表9.3.5により、その指定は特記による。

なお、銅板は、定尺（365mm×1,212mm）の十字四つ切り（182mm×606mm）を標準とする。

表9.3.5 葺板の板裁ち寸法（単位：mm）

板	種別	板裁ち寸法	葺板の板裁ち寸法		原板の寸法
		裁ち方	幅	長さ	
銅板	A 種	12枚切り	228	609	914×1,829
	B 種	8枚切り	228	914	

(2) 吊子は、葺板と同様、同厚の板で、幅30mm、長さ70mm程度とする。

(c) 加工

葺板の周囲四辺は、はぜを付ける。上はぜは15mm、下はぜは18mm程度とする。

(d) 一般部の葺き方

葺板のはぜは十分に掛け合わせ、均一にたたき締める。吊子は、葺板1枚につき2枚以上とし、下ははぜに掛け、下地に釘留めとする。釘の長さは25mm以上とする。

(e) 各部工法

(1) 棟覆い

棟覆いは、屋根の葺板又は棟覆い板相互にはぜ掛けとし、吊子は300mm間隔程度に留め付ける。

(2) 軒先及びけらば

屋根端部は、同種の板の唐草を下地に留め付ける。屋根板は、唐草につかみ込んで納める。

(3) 壁との取合い部

雨押え板は、一方を屋根板にはぜ掛けとし、他端は壁際で90mm程度立ち上げる。吊子は300mm間隔程度とする。継手は、はぜ掛けとする。

(4) 谷

谷板の形状は図9.3.1に示すものとし、むだ折りには吊子を掛け、たたみはぜには葺板を掛け留める。吊子の間隔は300mm程度に、釘長さは32mm程度とする。

なお、谷板は長尺の板を用い、原則として、継手をつくらない。ただし、銅板葺の場合、谷板が6m以上になる場合には、6mごとに継手を設ける。継手は巻きはぜとする。

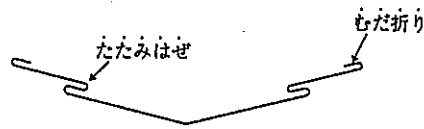


図9.3.1 谷板の形状

9.3.4 心木あり瓦棒葺

- (a) 心木あり瓦棒葺の工法は、1節及び本節の規定を満たしたものとし、1.2.2〔施工計画書〕による品質計画で定める。
- (b) 板裁ち

溝板は、心木間に入る十分な底幅と高さに見合った幅に、はぜ幅は15mm程度を加算した幅とする。キャップは心木を包み、はぜ掛けのできる幅とする。吊子は、幅60mm程度で長さは工法に適した寸法とする。
- (c) 加工

溝板、キャップとも所定の寸法に折曲げ加工する。継手は、はぜ幅15mm程度に加工する。
- (d) 一般部の葺き方
 - (1) 下葺き上に心木を、所定の間隔に脳天釘打留めとする。釘は、垂木に40mm以上打ち込める長さとし、間隔は300mm程度とする。
 - (2) 吊子は、心木の側面に長さ38mm以上の釘2本留めとする。吊子の間隔は、450mm以下とする。ただし、銅板の場合は、吊子の間隔を300mm以内、釘の長さを25mm以上とする。
 - (3) 吊子の取付け後、溝板を心木間に敷き並べ吊子を溝板に掛ける。はぜ締めは、キャップを溝板のはぜに掛け合わせ、均一にたたき締めして行う。
- (e) 各部工法
 - (1) 棟覆い

溝板の端部は八千代折りとして心木の高さまで折り上げ、水返しを付ける。棟板は、キャップを押さえ心木当たりに脳天釘打ちして留める。棟板の材質は特記による。棟覆いは、棟板を包み、瓦棒の部分を持ち込んで両端を溝板まで折り下げる。留付けは、棟板の側面で長さ32mm程度の釘で間隔300mmに留め付ける。
 - (2) 軒先

所定の形状寸法の唐草を、下地に長さ32mm程度の釘で、間隔300mm程度に留め付ける。溝板の先端部は、唐草につかみ込んで納める。心木の先端は、所定の棧鼻で木口を包んで釘留めする。
 - (3) けらば

けらばは、軒先と同様の唐草を用いて納める。けらばの溝板を補強する場合は、座金とパッキンを用いた釘で、溝板表面から垂木又は破風板に間隔450mm以下に留め付ける。
 - (4) 水上部分の壁との取合い部

屋根と壁の取合い部は、雨押えで納める。雨押えの一端は棟覆いに準じ、他端は壁際で120mm程度立ち上げてむだ折りを付ける。立ち上げた頂部は壁下地に釘留めとする。雨押えの継手ははぜ掛けとする。
 - (5) 屋根の流れ方向の壁との取合い部

壁際に心木と同寸の部材を心木の取付けに準じて設ける。溝板は、心木と同じ高さまで折り

上げ、端部にはむだ折りを付ける。雨押えは、前項の雨押えに準じて取り付ける。

(6) 谷

谷板の形状は、図9.3.1とし、心木の取付け前に取り付ける。葺板の掛留めは、9.3.3(e)(4)による。

9.3.5 心木なし瓦棒葺

(a) 心木なし瓦棒葺の工法は、1節及び本節の規定を満たしたものとし、1.2.2【施工計画書】による品質計画で定める。

(b) 板裁ち

働き幅と溝板の幅等は表9.3.6により、働き幅の適用は特記による。

表9.3.6 心木なし瓦棒葺の部材の板裁ち寸法（単位：mm）

働き幅	溝板の幅	キャップの幅	通し吊子の幅
450	486	97	111
418	454		
364	400		
321	357		

(c) 加工

溝板、キャップ及び通し吊子は、ロール成形機で所定の形状寸法に加工する。

(d) 木造下地の場合

(1) 一般部の葺き方

下葺上に、溝板と通し吊子を働き幅に合わせ、交互に敷き並べ、通し吊子の底を、座金付きの固定釘で垂木に留める。釘の間隔は300mm程度とする。キャップは溝板と通し吊子になじみよくはめ込み、均一、かつ、十分にはぜ締めを行う。

(2) 各部工法

(i) 棟覆い

溝板及びキャップは、先端部を八千代折りして瓦棒の高さまで立ち上げ水返しを付ける。キャップも底部を八千代折りとして立ち上げ水返しを付ける。棟板は、キャップの上から垂木当たりに脳天釘打ちして留める。棟覆いは、棟板を包み瓦棒部分を切り込み、端部は溝板の底及びキャップの底まで折り下げる。留め方は、棟板の側面で長さ32mm程度の釘で、間隔300mm程度に留め付ける。継手は、はぜ掛けとする。

(ii) 軒先

唐草を仮葺の前に下地に長さ32mm程度の釘で、間隔300mm程度に留める。継手は、重ね60mm以上とする。瓦棒部分の先端に棧鼻をはめ込み、溝板及びキャップの先端を棧鼻につかみ込んで納める。溝板の先端部も唐草につかみ込んで納める。

(iii) けらば

唐草を軒先同様に釘留めとする。溝板の先端部は、唐草につかみ込んで納める。けらばの補強は、座金とパッキンを用いた釘で、溝板の表面から垂木又は破風板に間隔450mm以下に留め付ける。

(iv) 水上部分の壁との取合い部

溝板とキャップは棟同様に立ち上げ、水返しを付ける。雨押えの一端は棟覆いに準じ、他端は壁際で120mm程度立ち上げて、むだ折りを付ける。立ち上げた頂部は、壁下地に釘留めとする。屋根部材との取合いは棟覆いに準ずる。継手は、はぜ掛けとする。

(v) 屋根の流れ方向に平行な壁との取合い部

① 雨押えを付ける場合

壁際に垂木と同寸程度の木質部材を取り付ける。溝板は、この部材と同じ高さまで折り上げ、先端部に水返しを付ける。雨押え板は、溝板の立上り部分を押さえるように取り付ける。雨押えは、一端を壁際で120mm程度立ち上げてむだ折りを付ける。他端は、溝板の底まで折り下げる。上端は壁下地に釘留めし、下端は雨押え板の側面に長さ32mm程度の釘を間隔300mm程度に留め付ける。継手は、はぜ掛けとする。

② 雨押えを用いない場合

溝板を壁際で立ち上げ、上端部にむだ折りを付ける。むだ折り部分に吊子を間隔600mm程度に付け、壁下地に釘留めする。

(vi) 谷

谷の納めは、9.3.4(e)(6)と同様に納める。

4節 粘土瓦葺

9.4.1 適用範囲

この節は、粘土瓦葺（引掛棧瓦葺工法）に適用する。

9.4.2 材料

(a) 粘土瓦は、JIS A 5208（粘土がわら）により、次による。

- (1) 種類、大きさ、産地等は、特記による。特記がなければ、J形では53Aとする。
- (2) 役物瓦の種類、雪止め瓦の使用等は、特記による。
- (3) 寒冷地に用いる場合は、JIS A 5208による凍害試験等により、耐凍害性を証明する資料を、監督職員に提出する。

(b) 瓦棧木及び棧木取付け用釘

- (1) 瓦棧木は、杉又はひのきとし、大きさは幅24mm×せい15mm以上として、多雪区域又は急勾配では断面積を割増ししたものとし、その寸法は特記による。また、4.1.5〔防腐・防蟻・防虫処理〕による防腐処理を施したものとする。
- (2) 棧木の取付けに使用する釘は、JIS A 5508（くぎ）により、材質はステンレス鋼、長さ45mm以上のものとする。

(c) 棟用心木は、杉又はひのきとし、大きさは幅45mm×せい45mmとして、4.1.5による防腐処理を施したものとする。

(d) 瓦留付け用釘、緊結線、ボルト等

- (1) 瓦留付けに使用する釘の材質はステンレス製又は銅製とし、胴部の形状は振動等で容易に抜けないものとする。また、長さは50mm又は同等以上の保持力を有するものとする。
- (2) 補強に使用する釘及びねじは、ステンレス製とする。
- (3) 棟補強等に使用する金物等は、ステンレス製又は溶融亜鉛めっきを施した銅製とする。ただし、葺土と接する場合は、ステンレス製とする。
- (4) 緊結線は、合成樹脂等で被膜された銅線とし、径0.9mm以上とする。
- (5) 棟用心木取付け用ボルトは、ステンレス製とし、径は10mmとする。
- (6) パッキン付きステンレスねじのパッキンは、耐亀裂性及び耐候性を有し、かつ、ねじを締めても頭部から飛び出さない材質及び形状のものとする。

(e) 下葺材料は、9.2.1(b)による。

(f) 葺土は、なんばんしっくい又はモルタルとし、その調合は、表9.4.1を標準とする。

なお、既調合のものを使用する場合は、製造所の仕様による。

表9.4.1 なんばんしっくい及びモルタルの標準調合

種類	材料	セメント (l)	消石灰 (l)	砂 (l)	す さ (g)	つ の ま た 類 (g)	混和剤
なんばんしっくい	—	—	1.0	0.4	もみあらずさ 60	62.5	適量
モ ル タ ル	—	1.0	—	4.0	麻すさ 適 量	—	適量

9.4.3 工法

- (a) 粘土瓦葺の工法は、1節及び本節の規定を満たしたものとし、1.2.2〔施工計画書〕による品質計画で定める。
- (b) 下葺きの工法は、9.2.2(b)による。
- (c) 瓦棧木の取付けは、次による。
- (1) 棧木の取付け位置は、軒瓦の出寸法及び登り寸法並びに棧瓦の登り働き寸法により定める。
 - (2) 棧木の留付けは、9.4.2(b)(2)による釘を用いて垂木ごとに行う。ただし、木材以外の野地板の材料及び留付け工法は、特記による。
- (d) 瓦の取付けは、特記がなければ、次による。
- (1) 棧瓦は、すべて1本以上の釘で瓦棧木に留め付ける。ただし、軒の高さが7 m以下の場合の留付けは、監督職員の承諾を受けて、軒瓦の次を留め付け、以後は3段ごととすることができる。
 - (2) 軒瓦は、すべて3本以上の釘で留め付ける。
 - (3) 袖瓦は、すべて3本以上の釘で留め付ける。
- (e) 棟の工法は、特記による。特記がなければ、次により、その適用は特記による。
- (1) 7寸丸伏せ棟の場合は、次による。
 - (i) 棟用心木は、9.4.2(d)(5)のボルトを用いて、棟木に1,000mm間隔で留め付ける。
 - (ii) ボルトの棟木への取付けは、緩みや抜け出すことのないよう棟木へ40mm以上埋め込み固定する。
 - (iii) 7寸丸瓦を、パッキン付きステンレスねじで棟用心木に留め付ける。
 - (iv) 葺土の充填は、図9.4.1による。

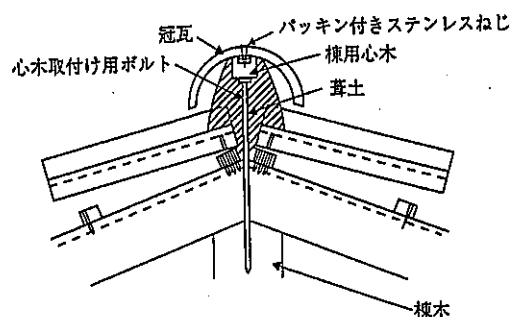


図9.4.1 7寸丸伏せ棟

(2) のし一体棟の場合は、次による。

(i) 棟用心木の留付けは、(1)(i)による。

(ii) ボルトの棟木への固定は、(1)(ii)による。

(iii) のし一体棟瓦は、パッキン付きステンレスねじで棟用心木に固定する。

(iv) 葺土の充填は、図9.4.2による。

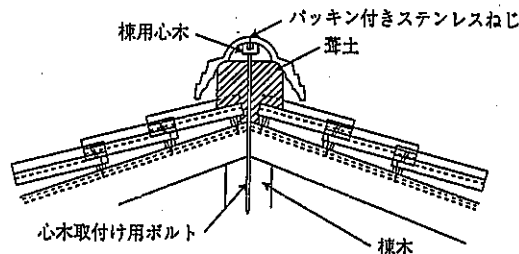


図9.4.2 のし一体棟

(3) のし積み棟の場合は、次による。

(i) 棟用心木の留付けは、(1)(i)による。

(ii) ボルトの棟木への固定は、(1)(ii)による。

(iii) のし瓦は、9.4.2(d)(4)による緊結線を用いて互いに緊結する。

(iv) 冠瓦の留付けは、棟木より出した緊結線で留め付ける方法又はパッキン付きステンレスねじで棟用心木に固定する方法のいずれかとする。

(v) 葺土の充填は、図9.4.3による。

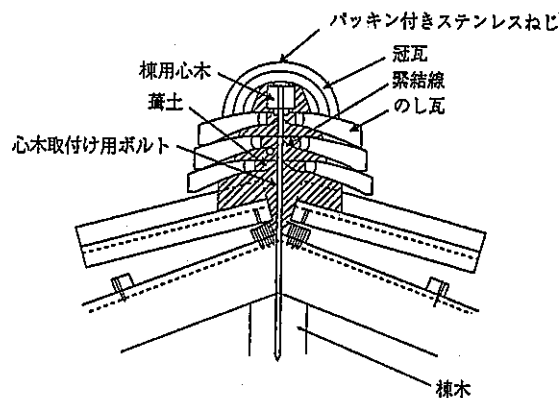


図9.4.3 のし積み棟

(4) (1)から(3)に使用する葺土は、9.4.2(f)によるなんばんしっくい又はモルタルとする。

5節 住宅用屋根スレート葺

9.5.1 適用範囲

この節は、JIS A 5423（住宅屋根用化粧スレート）による屋根スレート葺に適用する。

9.5.2 材料

(a) 屋根スレート

屋根スレートは、JIS A 5423により、種類、寸法及び形状、棟・けらば等の役物並びに色彩等は、特記による。

(b) 留付け金物

屋根スレートの留付け用釘は専用釘とし、鉄製の場合は溶融亜鉛めっき又は同等以上の耐久性のあるものとする。

9.5.3 工法

(a) 屋根スレート葺の工法は、1節及び本節の規定を満たしたものとし、1.2.2〔施工計画書〕による品質計画で定める。

(b) 屋根スレートの切断、孔あけ

屋根スレートの切断及び孔あけは、専用工具による。

(c) 葺足及び重ね

葺足及び重ねは、JIS A 5423 による。

(d) 葺き方及び留付け

(1) 屋根スレート1枚ごとに、所定の位置に専用釘で留め付ける。

(2) 強風地域又は高所での使用に際しては、耐風圧強度向上のため、特記により接着剤又は増留めによって補強する。

(3) 軒先は軒先専用材を敷き入れ、2枚又は3枚重ねとする。

(e) 棟、けらば、軒先

(1) 棟、けらば、軒先等の留付け及び雨仕舞工法は、製品製造所の仕様による。

(2) 棟、けらば、軒先に鋼板役物を使用する場合は、JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）による屋根用で、耐久性は両面2類、厚さ0.4mmとする。

(3) 鋼板役物の留付け釘は、ステンレス釘とし、釘径3mm程度、釘ピッチ450mm以下とする。

(f) 谷、壁との取合い部

谷、壁との取合い部等の留付け及び雨仕舞工法は、製品製造所の仕様による。

6節 アスファルトシングル葺

9.6.1 材料

(a) アスファルトシングルは、特記による。アスファルトシングルは、見本品を監督職員に提出し承諾を受ける。

(b) 水切り板、留め釘、接着剤は、主材料製造所の指定する製品とする。

9.6.2 工法

(a) アスファルトシングル葺の工法は、1節及び本節の規定を満たしたものとし、1.2.2〔施工計画書〕による品質計画で定める。

(b) 棟及び谷部には、長尺物、かつ、金属性のものを用いる。

(c) シングルの見え掛り部分（タブ）は、めくれ上がりを防止するため、接着剤を用いて固定する。

(d) 軒先及びけらば等に曲面を設ける場合は、特記による。特記がなければ、半径50mm以上とする。

7節 と い

9.7.1 適用範囲

この節は、雨水を排水するといに適用する。

9.7.2 材料

(a) といの材料

(1) 金属板（銅板を除く。）

といに用いる金属板の種類は、表9.7.1によるものを標準とし、種類及び板厚は、特記による。

また、谷どいの種類及び板厚は、特記による。

表9.7.1 といに用いる金属板の種類

規格番号	規 格 名 称	材 質 そ の 他
JIS G 3312	塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯	屋根用とし、塗膜の耐久性の種類は22とする。
JIS G 3318	塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯	屋根用とし、塗膜の耐久性の種類は22とする。
JIS K 6744	ポリ塩化ビニル被覆金属板	A種, SGの両面被覆品とする。
JIS G 3320	塗装ステンレス鋼板	—
JIS G 3322	塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯	屋根用とし、塗膜の耐久性の種類は22とする。
JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	—

(2) 銅板

といに用いる銅板は、JIS H 3100（銅及び銅合金の板及び条）によるC1201とし、質別1/4 H又は1/2 Hとする。板厚は特記による。特記がなければ、谷どいは0.4mm, その他のといは0.35 mmとする。

(3) 硬質塩化ビニル樹脂

硬質塩化ビニル樹脂製とい材は、JIS A 5706（硬質塩化ビニル雨どい）により、種類、外径、厚さ及び長さは、特記による。

(b) とい受金物

(1) とい受金物は、亜鉛めっきを行った鋼板製とし、大きさは表9.7.2による。

なお、足金物は、溶融亜鉛めっきを行ったものとする。ただし、銅板製といに用いるものは、銅製のものとする。

表9.7.2 とい受金物（単位：mm）

といの種類	たてどい及び横走り管		表面処理鋼板製軒とい		硬質塩化ビニル雨どい
とい径	100以下	100を超えるもの	120以下	120を超えるもの	—
とい受金物	市販品	25×4.5以上	市販品	25×4.5以上	市販品

(2) とい受金物の取付け間隔は、表 9.7.3による。

表9.7.3 とい受金物の取付け間隔（単位：m）

といの種類	硬質塩化ビニル雨とい		表面処理鋼板製とい 及び銅板製とい	
	たてとい及び 横走り管	軒とい	たてとい及び 横走り管	軒とい
取付け間隔	0.9以下	0.6 (0.45) 以下	1.0以下	0.9 (0.45) 以下

(注) () は、多雪地域に適用する。

9.7.3 といの加工及び取付け

(a) 軒とい

(1) 丸軒とい（鋼板製）

といの両端部分は、径6mm程度に耳巻きをし、ひずみのない円形に丸める。継手は、長さ150mm、径6mm程度の力心を相互に差し込み、かつ、重ね代40mmとしてはんだ付けをする。とい受金物は、所定の流れ勾配をとり、取り付ける。といとい受金物は、径1.2mm以上の金属線で固定する。

(2) 丸軒とい（銅板製）

といの両端部分は、径6mm程度に耳巻きをし、ひずみのない円形に丸める。継手は、長さ30mm、径6mm程度の力心を相互に差し込み、かつ、重ね代40mm程度としてはんだ付けをする。とい受金物は、流れ勾配をとり、取り付ける。といとい受金物は、あらかじめ金物に取り付けた押え板で固定する。

(3) 丸軒とい（硬質塩化ビニル製）

といの継手、水止め及び曲がり等は、専用の部品を接着剤を用いて取り付ける。とい受金物は、所定の流れ勾配をとり、通りよく取り付ける。といとい受金物は径1.2mm程度の金属線で、といの伸縮挙動を阻害しない程度に固定する。接続したといの1本の長さは10m以内とし、あんこう又は集水器部分で伸縮を確実に吸収するようにする。

(b) たてとい

(1) 丸たてとい（鋼板製）

丸たてといは、所定の寸法に鋼板を丸めてつくる。継手は、小はぜ掛けとし、はぜの緩み止めを行う。長さ方向の継手は、上にくるたてといを下のといに直径寸法程度差し込んで継ぐ。たてとい受金物は通りよく取り付け、それに固定する。

(2) 丸たてとい（銅板製）

銅板製の丸たてといは、所定の寸法に銅板を丸めてつくる。継手は、小はぜ掛けとし、はぜの緩み止めを行う。長さ方向の継手は、上にくるたてといを下のといに40mm程度差し込んで継ぐ。たてとい受金物を通りよく取り付け、たてといは継手を壁側に向けて取り付ける。

(3) 丸たてとい（硬質塩化ビニル製）

継手は、継手部品で接着剤を用いて継ぐ。継いだといの長さが10mを超える場合は、エキスパンション継手を設ける。たてとい受金物は通りよく取り付け、それに固定する。

(c) 集水器、あんこう

(1) 鋼板製集水器及びあんこうは、所定の形状及び寸法に折曲げ加工してつくる。はぜは、小はぜ掛け又はダクトはぜとし、はんだ付けをする。集水器及びあんこうは、流水の衝撃に十分耐

える強度を有するものとする。取付けは、たてどい又は呼びどい、及び軒どいに堅固に取り付ける。

(2) 銅板製集水器及びあんこう

銅板製集水器及びあんこうは、銅板製の集水器、あんこうに準ずる。

(3) 硬質塩化ビニル製集水器及びあんこう

硬質塩化ビニル製集水器及びあんこうの形等の指定は、特記による。取付けは、たてどい又は呼びどい、及び軒どいに堅固に取り付ける。

(d) 呼びどいは、軒どい及びたてどいに相応したものとする。

(e) 軒どい、谷どいの落口で防塵金網を設ける場合は、ステンレス製とする。ただし、銅製といる場合は、銅製の網とする。